

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

ページ

規則	
秋田県行政組織規則の一部を改正する規則(五三・総務課)……………	1
訓令	
秋田県漁業関係船舶管理規程の一部を改正する訓令(一七・水産漁港課)……………	1

規 則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年五月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五十三号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則(昭和五十六年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表秋田県環境審議会の項中「基本的事項」の下に「並びに自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条第二項の規定による温泉法(昭和二十三年法律第三十五号)及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)の規定によりその権限に属させられた事項」を加え、同表秋田県自然環境保全審議会の項を削る。

附 則

この規則は、平成十五年六月一日から施行する。

訓 令

秋田県訓令第十七号

農林水産部水産漁港課
水産振興センター

秋田県漁業関係船舶管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年五月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県漁業関係船舶管理規程の一部を改正する訓令

秋田県漁業関係船舶管理規程(平成九年秋田県訓令第九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「船舶職員法」を「船舶職員及び小型船舶操縦者法」に、「第十八条」を「第十八条第一項」に改め、「乗組み基準」の下に「又は同法第二十三条の二十五第一項に規定する乗船基準」を加える。

附 則

この訓令は、平成十五年六月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄